

国土交通省直轄工事における 品質確保促進ガイドライン

平成 1 7 年 9 月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 地 方 課
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大臣官房官庁営繕部計画課

はじめに

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年法律第１８号。以下「法」という。）第８条第１項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められ、平成１７年８月２６日に閣議決定されたところである。

本ガイドラインは、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下同じ。）について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。

各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。

なお、本ガイドラインに記載している評価項目の設定例等については、あくまでも一般的な例として記載しているものであり、個々の工事における評価項目の設定等に当たっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行われたい。

おって、本ガイドラインについては、総合評価方式の実施手順についての検討を進め、必要な改訂を行うとともに、改訂の際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」（基本方針第２の５）、「調査・設計の品質確保に関する事項」（基本方針第２の７）等に関する事項を追加する。さらに、「技術提案の改善」（法第１３条）、「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」（法第１４条）等については実際の実施状況を踏まえ、適宜改訂を図る予定であるので、申し添える。

なお、基本方針第２の９では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進していくこととされたい。

目 次

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	1
1-1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	1
1-2	入札方式の選定	4
1-3	契約図書の作成	6
2	技術的能力の審査の実施	9
2-1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	9
2-2	個別工事に際しての技術審査	11
3	技術提案の審査・評価の実施	13
3-1	技術提案の求め方	13
3-2	総合評価による落札者の決定	17
3-3	実施手順	19
3-4	技術提案の審査・評価	23
3-5	技術提案の改善	34
3-6	高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格	35
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	36
4-1	学識経験者の意見聴取	36
4-2	入札及び契約の過程に関する苦情処理	36
4-3	評価結果等の公表	39
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	41
6	国土交通省による発注者の支援	42
参考	公共工事の品質確保における新たな取組	44

1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、今後、図1-1のように行われていくことが期待されている。

①有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、国土交通省直轄工事においては、資格審査に際しては、経営事項評価（共通）点数に加え、工事成績等による技術評価（特別）点数を適切に評価して行っているところである。

②個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注に当たり、工事实績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

技術提案の審査に当たっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、提案内容が不相当であると認められた者は入札参加を認めない。なお、簡易型においては、前項②の技術審査における簡易な施工計画に基づき評価を行うものとする。

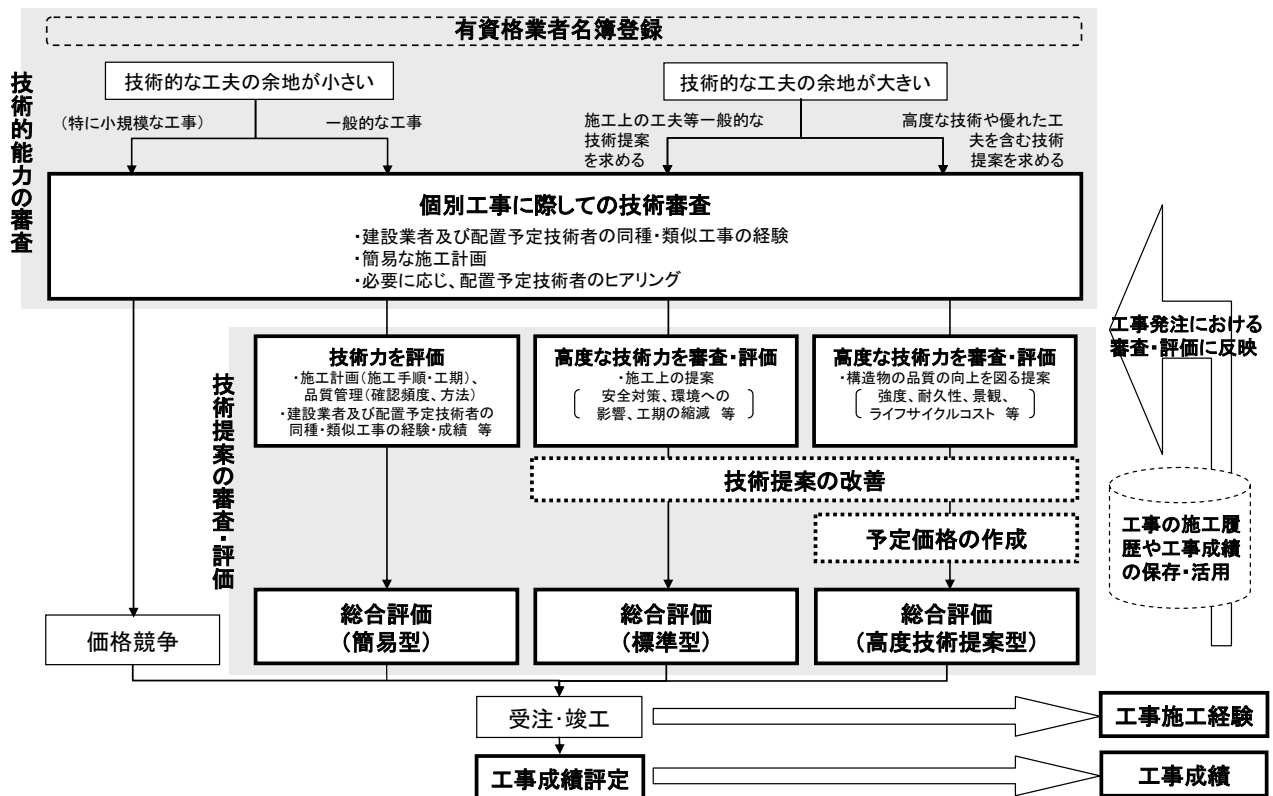
また、あらかじめ設定した評価基準や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

④総合評価

前項③の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

⑤工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、V E 提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。



※個別工事に際しての技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

※技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図 1 - 1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用

1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、国土交通省においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式を原則として総合評価方式によることとした上で、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。上記の「工事希望型競争入札方式」もこの指名競争入札方式に該当するものであるが、その適用に当たっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

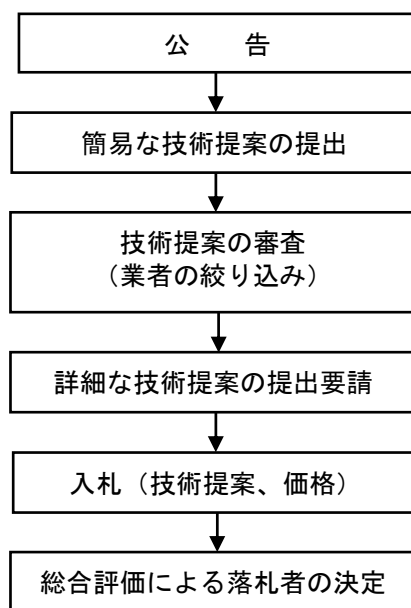
〔参考〕

技術的な工夫の余地が大きい工事について、次に掲げる「二段階選抜方式」や「二封筒方式」が提案されている（「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」参考資料）。

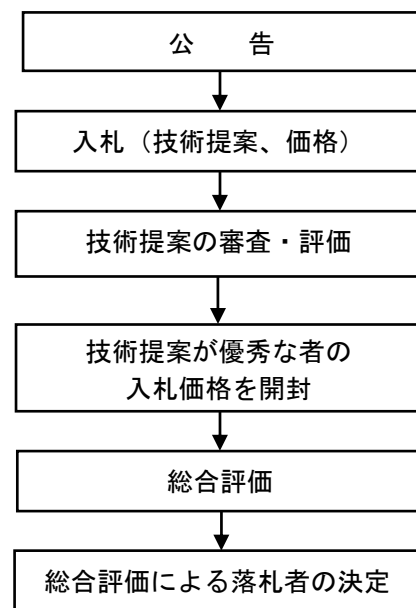
「二段階選抜方式」は、簡易な技術提案で建設業者を絞り込んだ後に、改めて詳細な技術提案を求める方式であり、建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を図ることができるというものである。

「二封筒方式」は、建設業者が技術提案と入札価格を別々の封筒に入れて提出し、発注者は技術提案の審査・評価を行い、一定の基準を満たす優秀な技術提案を提出した建設業者のみの入札価格を開封し、総合評価を行う方式である。これにより、技術力に優れた建設業者を優先的に選定することが可能となるというものである。

〔二段階選抜方式のイメージ〕



〔二封筒方式のイメージ〕



1－3 契約図書の作成

(1) 契約図書の作成

基本方針第2の1においては、仕様書、設計書等の契約図書の作成は適切に実施しなければならないとされている。

契約図書は、契約書及び設計図書（図面、仕様書（特記仕様書・共通仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいい（工事請負契約書第1条第1項）、特に、図面、特記仕様書等については、工事の内容に応じて大きく異なることから、適切に作成する必要がある。

なお、工事は、現地屋外での施工が多いことから、工事現場の数々の制約条件（施工条件）を受けて実施されるが、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが重要である。

このため、個々の工事の施工条件について事前に調査を行い、必要な事項を特記仕様書、現場説明書又は図面にて明示する。明示項目及び明示事項（案）は表1－1を参考とする。

なお、契約後、施工条件に変更がある場合には、設計変更を行うものとする。

表1－1 明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 他工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他工事の内容、開始又は完了の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期 4 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

表 1－1 明示項目及び明示事項(案) (続き)

明示項目	明 示 事 項
安全対策 関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用 道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産 物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障 物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入 関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

※ 「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)別紙を一部変更。

(2) 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等その取扱いに留意するものとする。

具体的には、提案内容の保護に関する事項を入札説明書、技術資料作成要領等に明示する。

〔入札説明書における記載例〕

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。

※「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計発第15号)より転記。

〔技術資料作成要領における記載例〕

発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

(3) 履行確保措置等

総合評価方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

〔入札説明書における記載例〕

()評価内容の担保

工事の検査において、落札者の提示した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、当該性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

併せて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

① □□□の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は○点減点する。

② □□□

技術提案の提案値を満たさない場合は○○につき○点を減点する。

2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格業者名簿の作成時及び②個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事の場合、資格審査に当たっては、経営事項評価（共通）点数に、工事成績による技術評価（特別）点数を加えて評価しており、21の工事種別ごとに（一定の工事種別については等級区分を付して）行っているところである。

国土交通省では、21の工事の種類（工事種別）ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（工事請負業者選定事務処理要領。以下2-1において「選定要領」という。）。以下に、工事種別が一般土木及び建築の等級区分を示す。

工事種別：一般土木、建築

工事の規模（予定価格）	等級
7億2千万円以上	A等級
3億円以上、7億2千万円未満	B等級
6千万円以上、3億円未満	C等級
6千万円未満	D等級

なお、等級区分の数は工事種別や地方整備局ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（選定要領第4の2）。

また、資格認定に伴う総合点数は、次のように算定される。

「総合点数＝①経営事項評価（共通）点数＋②技術評価（特別）点数」

①経営事項評価（共通）点数

経営事項審査のデータを活用して、次の式に基づき経営事項評価点数を算定する。

$$0.35 \times A + 0.20 \times B + 0.10 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

変数		考慮事項
A	年間平均工事高点数	①年間平均工事高の金額
B	技術職員の数	①技術職員の数
C	自己資本額及び建設業に従事する職員の数の点数	①自己資本額の数値 ②建設業に従事する職員の数の数値
D	経営状況の点数	①売上高営業利益率 ②総資本経常利益率 ③キャッシュフロー対売上高比率 ④必要運転資金月商倍率 ⑤立替工事高比率 ⑥受取勘定月商倍率 ⑦自己資本費率 ⑧有利子負債月商倍率 ⑨純支払利息比率 ⑩自己資本対固定資産比率 ⑪長期固定適合比率 ⑫付加価値対固定資産比率
E	労働福祉の状況	①建設業退職金共済制度加入 ②退職一時金制度導入 ③企業年金制度導入 ④法定外労働災害保証制度加入 ⑤雇用保険加入 ⑥健康保険及び厚生年金保険 ⑦賃金不払い件数

②技術評価（特別）点数

過去4年間の直轄の工事種別ごとの工事実績から、下記の計算式で算定する。

$$\alpha \times \{ \sum (\text{工事規模} \times 1 \times \text{工事成績} \times 2 \times \text{工事難易度} \times 3 \times \text{部局係数} \times 4 \times \text{VE評価点数} \times 5) + \sum_{\text{技術提案工事}} (\text{工事規模} \times 1 \times \text{工事難易度} \times 3 \times \text{部局係数} \times 4 \times \text{VE評価点数} \times 5) \}^{0.301}$$

*1 工事規模：契約金額 ÷ 100万円

*2 工事成績：工事成績評定点－65

*3 工事難易度：工事の技術条件、社会的条件により評価した値 1.0～2.0

*4 部局係数：自部局内工事 1.0、他部局工事は契約金額に応じて 0.2～1.0

*5 VE評価値：提案の独創性、コスト低減効果等から評価した値 1.0～1.6 (H13.4以降発注、H13.7以降完成分)

なお、αは経営事項審査評価点数と技術評価点数が凡そ5対5の配分となるように設定。0.301乗は、技術評価点数ごとの企業数分布の偏りを無くすために使用。

2-2 個別工事に際しての技術審査

(1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表 2-1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達対象工事を除く）

技術審査項目		
不誠実な行為の有無		
経営状況		
工事成績	工事成績	過去 2 年間の工事成績評定点の平均点
	優良工事表彰	過去 2 年間の優良工事表彰
手持ち工事の状況	手持工事量比率（X: 当該年度受注額÷過去 5 年間平均受注額）	
技術的適性	簡易な施工計画 （※1）	工程管理に係わる技術的所見
		材料の品質管理に係わる技術的所見
		施工上の課題に対する技術的所見
		施工上配慮すべき事項
	企業の施工能力	過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績（※2）
	配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工経験（※2）
		過去 2 年間の工事成績評定点の平均点
		指定された資格の保有年数
技術者の専任性		
	過去 2 年間の技術者表彰	
安全管理の状況	事故等による安全対策評価	
	安全対策表彰（過去 2 年間）	
労働福祉の状況		
その他 ・ 工事を確実に実施 するための措置	地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
		過去 10 年間の近隣地域内工事の実績

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

(2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫し

た点

- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

（３）同種・類似工事の経験等の要件の設定の考え方

過去の同種・類似工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。〔参考５〕に設定例を示す。

3 技術提案の審査・評価の実施

3-1 技術提案の求め方

(1) 技術提案を求める工事

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が小さい工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても簡易な施工計画についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

(2) 技術提案の範囲（総合評価方式）

当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じ、総合評価方式について次のいずれかを選択し、競争に参加する者から技術提案を求め、技術力の審査・評価を行う。その際、あらかじめ設定した評価基準（実現性、安全性等）及び得点配分に基づき、技術提案の点数付け（評価）を行い、技術的能力に欠けると認められる者は入札参加を認めない。

〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 技術資料の提出要請に当たって明示すべき事項

高度技術型及び標準型総合評価において入札公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例、及び簡易型総合評価において技術資料の提出

を要請するに当たり、明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考１〕に高度技術提案型及び標準型における入札説明書例、〔参考２〕に簡易型総合評価における技術資料の提出要請書例を示す。

〔入札説明書例〕

- １． 公告日
- ２． 契約担当官等
- ３． 工事概要
 - ・ 総合評価方式の適用の旨
- ４． 競争参加資格
 - ① 施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
 - ② 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
 - ③ 企業及び配置予定技術者の工事成績評価結果の平均点が一定の点数を満たしていること
- ５． 総合評価に関する事項
 - ① 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目（技術提案内容）
 - ・ 評価基準
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・ 得点配分
 - ② 総合評価の方法
 - ③ 落札者の決定方法
 - ④ 評価内容の担保
 - ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評価の減点等を行う旨）
- ６． 設計業務等の受託者等
- ７． 担当部局
- ８． 競争参加資格の確認等
 - ① 提出を求める技術資料
 - ② 配置予定技術者のヒアリングの有無
 - ③ 競争参加資格確認結果の通知
- ９． 予定価格算定時における施工計画の活用方法
- １０． 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- １１． 入札説明書に対する質問
- １２． 入札及び開札の日時及び場所等

13. 入札方法等
 14. 入札保証金及び契約保証金
 15. 工事費内訳書の提出
 16. 開札
 17. 入札の無効
 18. 落札者の決定方法
 19. 配置予定監理技術者の確認
 20. 別に配置を求める技術者
 21. 手続における交渉の有無
 22. 契約書作成の要否等
 23. 支払条件
 24. 火災保険付保の要否
 25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
 26. 苦情申立て
 27. 関連情報を入手するための照会窓口
 28. 提案値の変更に関する事項
 - ・施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由による技術提案の取扱
 29. その他
- 添付：技術資料の提出様式等

〔技術資料の提出要請書例〕

1. 工事の概要
 - ・総合評価方式の適用の旨
2. 技術資料の内容
 - ・提出を求める技術資料
3. 技術資料の提出
4. 技術的能力の審査に関する事項
 - ① 評価項目
 - ② 審査基準
 - ・施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
 - ・企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
 - ・企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
5. 総合評価に関する事項

- ① 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・得点配分
 - ② 総合評価の方法
 - ③ 落札者の決定方法
 - ④ 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
 - 6. 配置予定技術者のヒアリング
 - 7. 指名・非指名通知の日
 - 8. 入札及び開札の日時及び場所
 - 9. 契約変更の取扱
 - 10. 苦情申立て
 - 11. 再苦情申立て
 - 12. 実施上の留意事項
- 添付：技術資料の提出様式等

3-2 総合評価による落札者の決定

簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号））。

また、工事目的物の性能等の評価点数（以下「技術評価点」という。）は工事の特性に応じて設定するものであるが、技術評価点を構成する標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合や価格に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合、品質が十分に評価されない結果となるおそれがある。今後、引き続き、国土技術政策総合研究所において総合評価方式の実施事例の収集、評価*を行い、必要に応じて標準的な配点割合を見直していくものとする（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」3.（1））。

*例えば、技術提案に係る性能等の価値に対する配点割合の妥当性、評価項目の適切性等について評価を行う。

〔除算方式〕

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

- ・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を10点から50点までの範囲で決定する。

③ 特徴

- ・Value for Money の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質を表す指標となる。
- ・入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

〔参考：加算方式の例〕

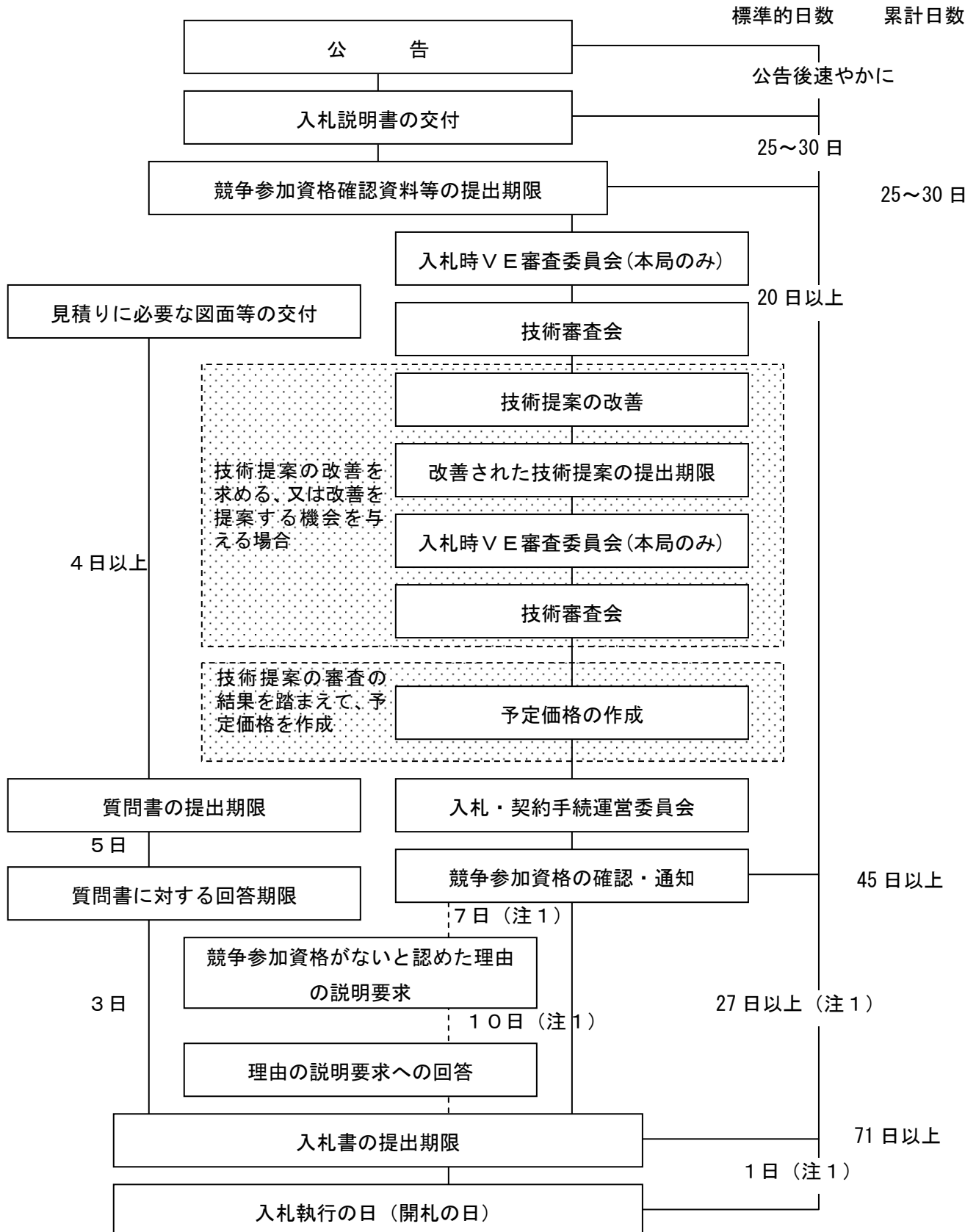
加算方式等、先出の方法によらない場合には、個別に会計法令に基づく協議が必要となる。

- ① 評価値の算出方法
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ② 価格評価点の算出方法の一例
 - ・ $100 \times (1 + \alpha - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ (α : 例えば、平均落札率とする。)
 - ・ $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$
- ③ 技術評価点の設定の考え方
 - ・ 上記②により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を10点から30点までの範囲で決定する。
- ④ 特徴
 - ・ 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に性能等を加味した指標。

3-3 実施手順

(1) 高度技術提案型

一般競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

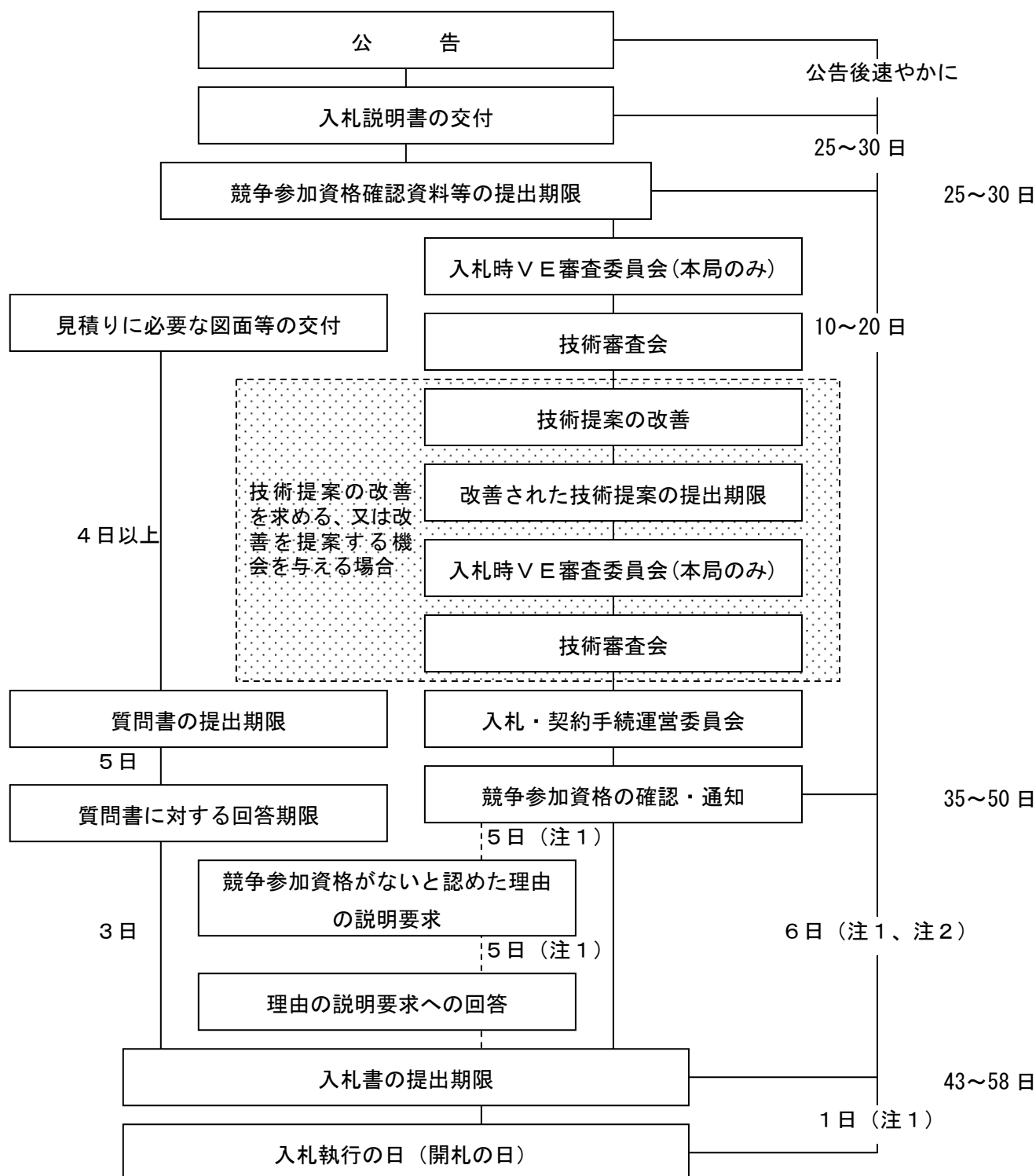


(注 1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

（２）標準型

一般競争入札（政府調達に関する協定に基づく場合を除く）における標準的な手順は以下のとおりとする。

標準的な日数 累計日数



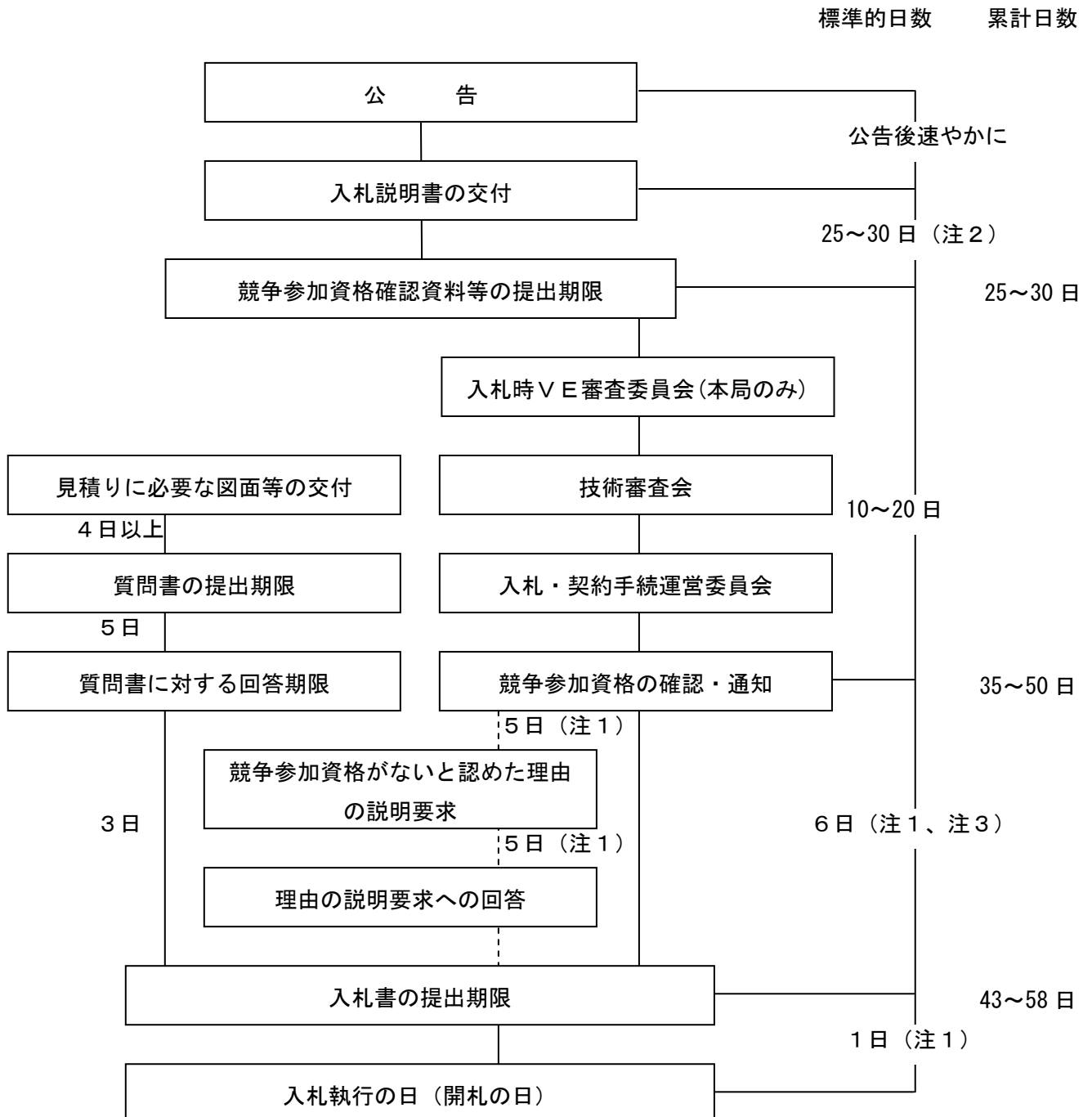
(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(3) 簡易型

一般競争入札及び工事希望型競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

〔一般競争入札〕



（注 1）日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

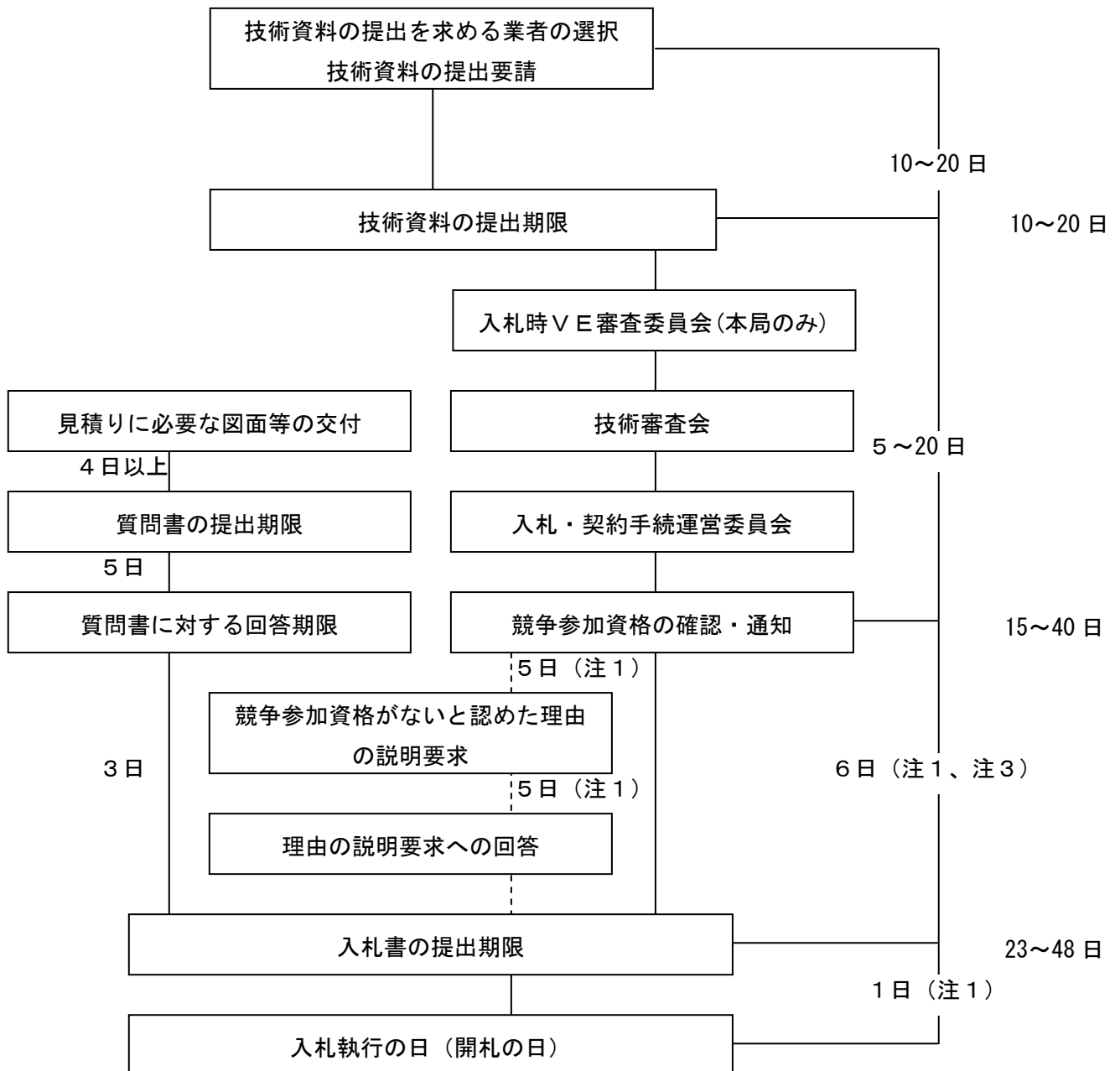
（注 2）技術的な工夫の余地の少ない簡易な工事の場合、標準的には 10 日以上とする。

（注 3）競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

〔工事希望型競争入札〕

標準的日数

累計日数



(注 1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注 2) 技術的な工夫の余地の少ない簡易な工事の場合、標準的には 10 日以上とする。

(注 3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

3－4 技術提案の審査・評価

(1) 高度技術提案型及び標準型

高度技術提案型及び標準型においては、以下の項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

○施工計画

- ・技術提案に係る具体的な施工計画

○技術提案

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

次に評価基準の設定例を示す。

高度技術提案型・標準型における評価項目・評価基準の設定例

(1) 施工計画について

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

(2) 配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

(3) 技術提案について

(a) 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・ 長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 等

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容： ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） ・ コストとして評価（※1）
	発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（※2）： ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）
	（ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例） ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家用発電機の燃料消費率 ・ 変圧器の変換損失値 ・ 建築物の保全費用 等 （その他コストに関する具体的な評価項目例） ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等

※1 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

※2 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(b) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修・補強工事 等

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について：
	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等)
	発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について (※)： ・ 提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等)
	(性能、機能に関する具体的な評価項目例) ・ 舗装構造提案による走行騒音値 ・ 単位時間あたりのポンプ排水量 ・ 建築物の断熱性能 等

※ 競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(c) 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・ 交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
- ・ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容：	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について（※）： ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）
	（環境の維持に関する具体的な評価項目例） ・ 工事排水のSS（浮遊物質）値 ・ 施工騒音の低減値 ・ 施工ヤードの裸地面積 等 （交通の確保に関する具体的な評価項目例） ・ 交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等 （特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） ・ 歩行者用通路幅 等 （省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） ・ 間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等

※ 競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

（２）簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本とする。

なお、その他の項目を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目及び得点配分の設定を行うものとする。ただし、得点配分については、施工計画を主として評価することとする。

簡易型における評価項目・評価基準の設定例

○簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

簡易型におけるその他の評価項目・評価基準の例

○簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる 適切である
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる 的確である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる 適切である

○配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる 実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる 当該工事について適切に理解している その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である その他

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間（5 年間）における優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
継続教育（C P D）の取組状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）
	継続教育の証明なし

- ※1 評価項目の欄中「（5 年間）」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。
 ※2 C P D：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

○企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間（5 年間）における優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間（5 年間）におけるイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間（5 年間）における安全管理優良請負者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得あり
	新技術情報提供システム（NET I S）への登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	I S O 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 1 の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

- ※ 評価項目の欄中「（5 年間）」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

○企業の手持ち工事量について

評価項目	評価基準
当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝手持ち工事量比率	手持ち工事量比率＜0.25
	0.25≦手持ち工事量比率＜0.75
	0.75≦手持ち工事量比率＜1.25
	1.25≦手持ち工事量比率

なお、工事の内容に応じて、次のような項目を評価項目とすることも考えられる。

○地理的条件について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり
	〇〇県内に拠点なし
過去10年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去10年間の主任（管理）技術者の近隣地域での施工経験の有無	施工実績あり
	施工実績なし

○災害協定等による地域貢献の実績について

評価項目	評価基準
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	活動実績なし

○ボランティア活動による地域貢献の実績について

評価内容	評価基準
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績	活動実績あり
	活動実績なし

※ 年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

なお、極めて簡易な工事の場合には、参考－１、参考－２に示すような評価基準を設定することも考えられる。

〔参考－１：評価基準の設定例（工程管理重視）〕

想定される工事条件

- ・ 交通量が少ない道路における側溝や下水管路等の設置工事
- ・ 近隣に住宅や施設等のない場所における小規模な構造物又は建築物の建設工事
- ・ 堤防の除草工事等の維持修繕工事 等

（１）簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

（２）企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満

（３）配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木（建築）施工管理技士又は技術士（1 級建築士）
	2 級土木（建築）施工管理技士
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満

※ 年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。評価項目の欄中「（5 年間）」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

〔参考－２：評価基準の設定例（地域特性重視）〕

想定される工事条件

- ・住宅や道路等への影響が懸念される斜面ののり枠工設置等の防災対策工事
- ・ある程度の交通量がある現道上あるいは周辺での盛土や擁壁設置等の土工事
- ・周辺地域の地盤や水位への影響が懸念される建築物の建設工事 等

（１）簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる
	適切であるが、工夫が見られない

（２）企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満

（３）配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木（建築）施工管理技士または技術士（1 級建築士）
	2 級土木（建築）施工管理技士
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満

（４）地理的条件について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり
	〇〇県内に拠点なし
過去 10 年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし

※ 年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。評価項目の欄中「（5 年間）」は建築事業に係る工事の場合に適用する。

3-5 技術提案の改善

基本方針第2の3(3)では、「発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求める、又は改善を提案する機会を与えることができる」とされている。このため、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。また、基本方針第2の3(3)では、「透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する」とされている。

さらに、基本方針第2の3(3)では、「同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする」とされていることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

〔入札説明書における記載例〕

()技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で()に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、()に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

3-6 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

高度技術提案型の総合評価方式を適用する場合、競争に参加する者からの積極的な技術提案を引き出すことが品質確保を進める上で重要である。

特に、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、提案内容を履行するために必要な費用について、公共土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準等では歩掛や単価等が把握できないことがあるため、必要に応じて単価表等の提出を提案者に求める、又は市場の実勢調査等を行う等、経済性について十分配慮し、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査する必要がある。

また予定価格を作成するに当たっては、各提案の部分的な内容の組合せにより予定価格を作成することなく、優れた提案の全体を採用できるよう予定価格を作成することとする。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとするが、作成した予定価格については、発注者としての説明責任を有していることに留意する。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕

() 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

〔参考：総合評価方式適用事例（高度技術提案型）における意見聴取事例〕

①意見聴取の方法

「公共工事等における技術活用システム」の「新技術活用評価委員会」等を活用（大学教授○名、助教授△名）し、意見聴取を行う。

②意見聴取の内容（委員会における審議内容）

- ・技術の成立性、適応性
- ・予定価格算出過程
 - 1) 見積審査を行い、単価差が大きいものについて再提出を求めるか。
 - 2) 提出された技術提案書のうち、予定価格を作成する上で適切と判断した内容における見積を参考に算出してよいか。
 - 3) 予定価格算出の方法は妥当か。
 - 案1：標準積算＋業者見積
 - 案2：業者見積のみ

4 中立かつ公正な審査・評価の確保

4-1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき、及び必要に応じて個々の個別工事において学識経験者の意見を聴取する。

〔参考：地方公共団体における学識経験者の意見聴取〕

地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。この場合、発注関係事務の量が増えることが考えられるが、以下のような運用面での工夫を行うことが可能である旨が基本方針第2の4に定められている。

なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

- ① 各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ③ 個別に学識経験者の意見を聴く。

4-2 入札及び契約の過程に関する苦情処理

基本方針第2の4においては、「入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

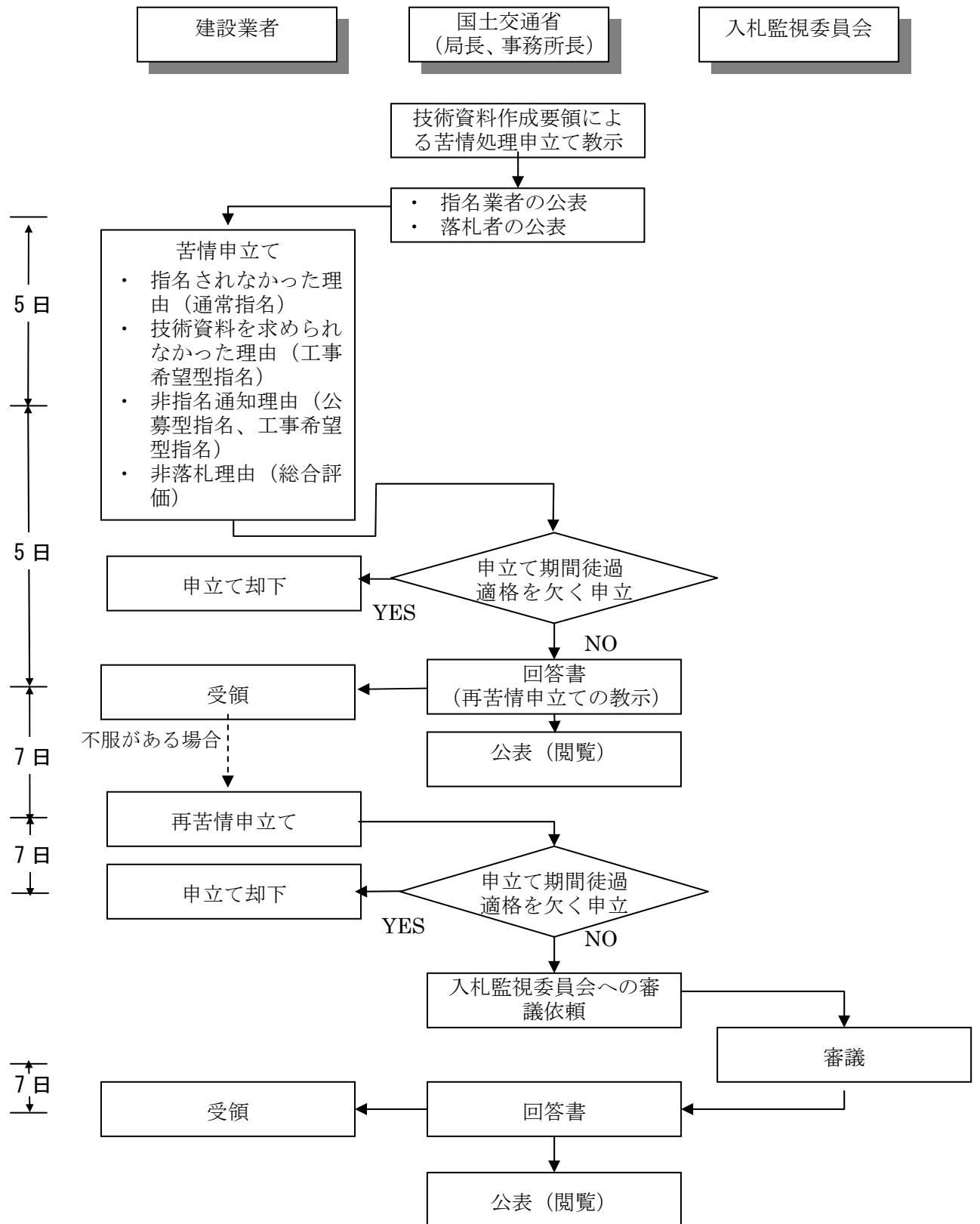
また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

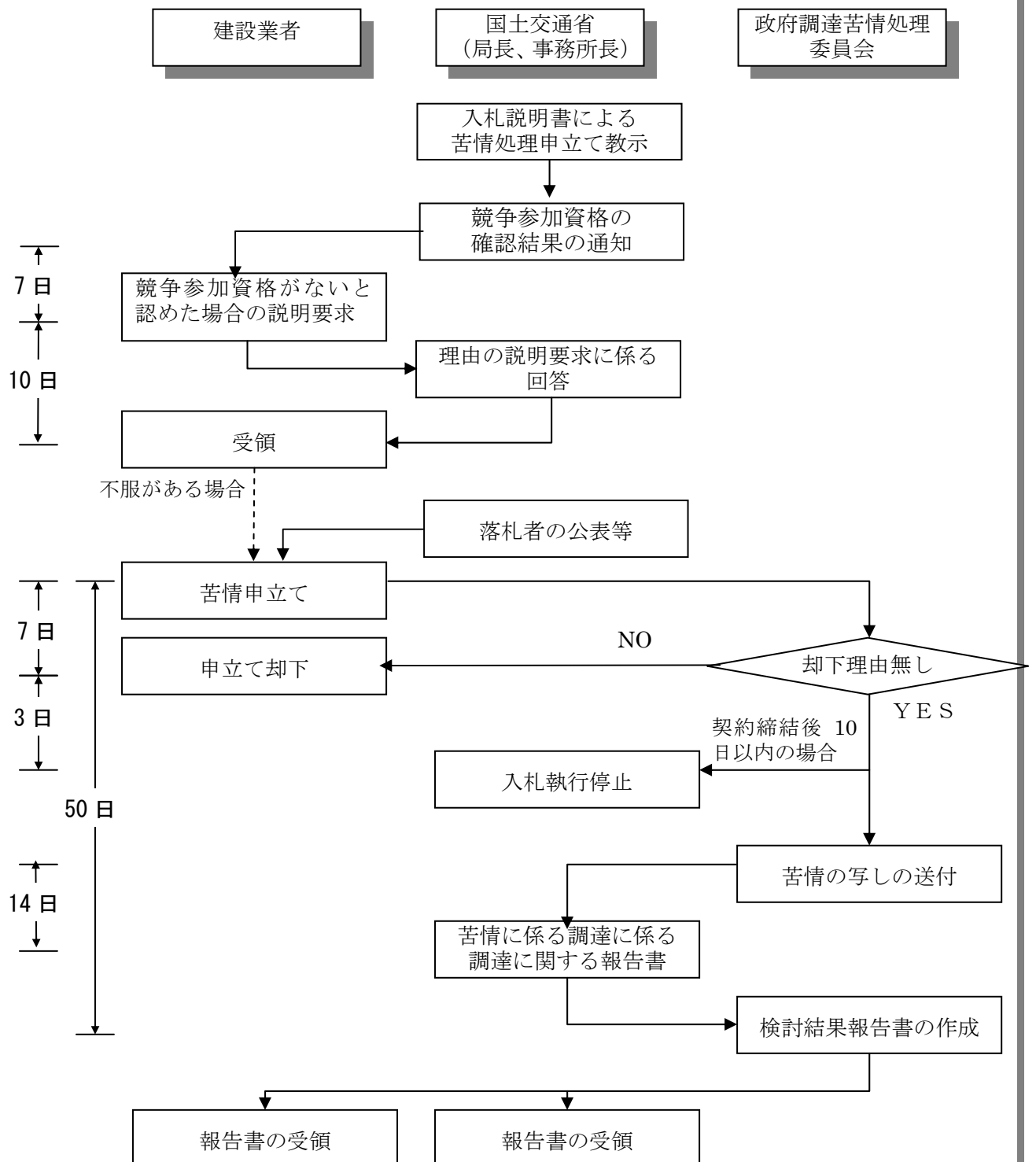
※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ① 入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ② 一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ③ 入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

〔苦情処理手続〕



〔苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）〕



4－3 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。なお、企業の施工能力等の事前に把握すべき情報については、発注者間の相互利用を図るため、データベースとして公表する。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 指名通知後（指名競争入札の場合）

指名競争に付した工事においては、指名通知後速やかに、指名業者名及び指名の理由を公表する。ただし、事後公表の試行対象工事（「指名業者名の事後公表の推進について」（平成17年8月29日付け国地契第44号、国官技第102号、国営計第61号））においては、契約後速やかに公表する。

< 指名業者の選定過程の標準様式例 >

- ①対象工事名 : ○○工事
 ②入札月日 : 平成○年○月○日
 ③工種 : 一般土木
 ④対象工事の条件 : C 等級

指名基準	評価項目	A 社	B 社	・	J 社	K 社	M 社
1. 不誠実な行為の有無	①指名停止期間中でない	A	A	・	A	A	C
2. 当該工事に対する地理的条件	①本店、支店又は営業所の所在地が ○○県内	A	A	・	A	B	B
	②○○地域における施工実績を有する	A	B	・	B	B	A
3. 当該工事施工についての技術的適性	①同種工事（○○工事、規模○○m 以上）	B	A	・	B	B	A
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・	・	・	・	・	・
評価結果		6A 1B	4A 3B		2A 5B	1A 6B	3A 3B C
順位		1	2		10	11	×

(3) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
 ② 各業者の入札価格
 ③ 各業者の技術評価点
 ④ 各業者の評価値

< 総合評価方式の入札調書 >

予定価格	
調査基準価格	

入札調書（総合評価方式：簡易型）

1. 件 名
 2. 所属事務所
 3. 入 札 日 時

執行員
 立会員

業者名	技術 評価点	第 1 回入札			第 2 回入札			適用
		入札 価格	評価値	予定価格 ≥ 入札価格	入札 価格	評価値	予定価格 ≥ 入札価格	

5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

* 監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

〔国土交通省におけるデータベースの活用〕

国土交通省において整備しているデータベースを以下に示すが、利用者が地方整備局内に限定されているデータベースや国土交通省内に限定されているデータベースがあることから、地方整備局間や地方公共団体等とのデータベースの共有を図り、一層の効率化・適正化を図ることとしている。

	発注者内データベース					発注者支援データベース
	有資格業者	契約情報	工事成績	表彰実績	技術者	
①競争参加資格審査	○	☆	☆			☆
②技術審査・評価（個別工事）	地域内の本店・支店・営業所	☆				
	主任・監理技術者の専任性					☆
	同種・類似工事の施工実績（企業）					☆
	同種・類似工事の施工経験（技術者）					
	近隣地域での施工実績		☆			☆
	工事成績（企業）		☆			
	工事成績（技術者）		☆		☆	
	技術者の資格					
	工事表彰等			☆		
	地域内の本店・支店営業所	☆				
	手持ち工事量		☆			
③契約		○			○	○
④施工	工事成績評定		○			
	表彰			○		

○：データベースへのデータ登録

☆：データベースのデータ活用

6 国土交通省による発注者の支援

基本方針第2の8（1）においては、各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任の下、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとされており、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めることとされている。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。
- ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、基本方針第2の9においては、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとすることとされている。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、国土交通省が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

- ① 発注準備
 - ・ 設計図書の作成に関する事項
 - ・ 数量・積算に関する事項
 - ・ 入札・契約方式選定に関する事項
 - ・ 契約事務手続に関する事項
- ② 入札・契約
 - ・ 技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項
 - ・ 総合評価方法（評価項目・評価基準等）に関する事項
 - ・ 学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）
 - ・ 落札者決定（技術提案の審査、総合評価）に関する事項
- ③ 監督・検査
 - ・ 監督・検査に関する事項
 - ・ 工事成績評定に関する事項

④ その他

- 各種基準類・要領に関する事項
- 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- 講習会・研修に関する事項
- 必要な情報の収集及び提供

なお、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力を要請された場合（基本方針第2の8（1）ハ）における基本方針第2の8（2）の公益法人が所管の公益法人である場合には、必要な情報提供を行う。

参考 公共工事の品質確保における新たな取組

公共工事の品質確保に資する発注方式に関する取組の事例及び今後の検討事項として次に掲げる事項等が指摘されている。

（１）設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

現在の公共事業においては、一般的に、設計については、発注者が自ら行うか、あるいは技術力のある設計者に委託して行われている。また、施工については、施工段階での競争性を確保する必要性等から、基本的には設計とは分離して発注されている。

しかし、施工技術の開発の著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計と施工の技術を一体的に発注することにより、発注者、ひいては国民にとって有利な調達が期待できる場合もあると考えられ、設計と施工を同一の実施者によって実施するものであり、基本方針第２の３（１）においても高度な技術提案を求める場合の発注方式として示されている。

（２）コンストラクション・マネジメント技術活用（CM）方式

短期的に事業量が増加した場合や、自らの経験が少ない工種を発注する場合、定常的に技術者が不足している場合あるいは、分離・分割発注への要望に伴う工事間調整の増加がある場合等においては、体制整備が間に合わない等の課題を各発注機関は抱えている。

CM方式では、これまで発注者・受注者の双方が行ってきた様々なマネジメント業務（設計検討、工程管理、発注計画、費用管理、施工監理、品質管理等）の一部を、別の主体に行わせる契約をすることにより、上記課題の対策とするとともに、公共工事の品質確保の有効な手段として試行を実施している。

（３）コンサルタント・ゼネラルコントラクター異業種共同企業体

今後、設計・施工一括発注方式やCM方式の増加が予想され、受注者に設計と施工の双方の技術力が要求される場面が想定される。

この場合、設計技術を持つコンサルタント、施工技術を持つコントラクターの共同企業体とすることにより、円滑に双方の技術力を活用することが可能となることから、これらの異業種JVについて制度上の課題等を検討し、早期の試行を図る。